

大和市告示第62号

大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱（平成24年大和市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第6条中「額は、」の次に「マンション1棟につき」を、「する」の次に「（当該マンションがエキスパンションジョイント（温度変化による伸縮、地震時の振動性状の違い等による影響を避けるために、建物をいくつかのブロックに分割して設ける相対変位に追随可能な接合部の手法及び工法をいう。）等相互に応力を伝えない構造方法のみで接している複数の建築物で構成されている場合は、当該建築物をそれぞれ1棟とみなす。第18条において同じ。）」を加える。

第18条各号中「本診断」を「マンション1棟につき本診断」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。